

水道メーター交換のお知らせ

お客様が使用している水道メーターは水道局で貸与していますが、水道メーターは、計量法の定めにより8年の有効期限に合わせて、取替を行わなければなりません。（費用は無料です）

取替対象水道メーター

- 令和8年度は、**有効期限が2026年12月から2027年11月まで**の水道メーターをご使用の方が対象です。（一部のメーターは有効期限が旧元号表記で記載されている場合があります。）
 - 取替対象水道メーターの使用者には、4月と5月の検針時に水道メーター取替の「お知らせ」を配付しています。
 - 取替作業は、銚子市水道局が委託した銚子管工事協同組合に加盟している事業者が行います。
 - 水道メーターの取替作業ができない場合、取替業者または水道局からご連絡することがあります。
- 銚子管工事協同組合 電話番号：0479-24-3377（受付時間：平日 午前9時から午後4時まで）**

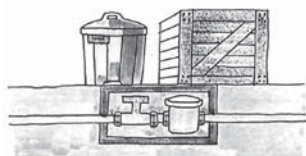


水道メーター



有効期限記載箇所

検針にご協力ください



メーターボックスの上に物を置かないでください



犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れてつないでおいてください



家の増改築などで、水道メーターが床下や屋内にならないように、検針しやすい場所に移してください



メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください

⚠ 水道メーターの盗難にご注意ください ⚠

水道メーターは、銚子市水道局で貸与しているもので、その管理は水道を使用しているお客様、建物や土地の所有者、管理者様自身で行っていただく必要があります。

（注意）水道メーターの検針や取替は銚子市水道局が委託した事業者が行っています。不審に感じたら身分証明書の提示を求めてください。